

令和7年度 大津市立田上小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、田上小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、田上小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方 ・・・・・・・・・・	P.2
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置 ・・・・・・・・・・	P.8
	(1) 役割	
	(2) 構成員	
	(3) 関係する校内委員会等との連携	
	(4) いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 ・・・・・・・・	P.9
	(1) 基本方針、年間計画の見直し	
	(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画 ・・・・・・・・・・	P.10
5	その他（資料等） ・・・・・・・・・・	P.11

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童（生徒）を対象としたいじめの未然防止の観点重要です。

このため、本校では、すべての児童（生徒）が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童（生徒）が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童（生徒）自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童（生徒）一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童（生徒）の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	各委員会の活動や児童会活動を活性化し、6月10月のいじめ防止啓発月間では、子どもたちから出てきたアイデアを尊重した取り組みを推進できるよう、特活部会を中心に全職員が支援する。同じ中学校区の6年生や生徒会の子どもたちが集まり、各校のいじめ防止の取り組みを交流する「いじめ防止小小中交流会」を開催する。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	6月10月のいじめ防止月間では、「いじめノックアウト行動宣言」や「クラスの良いところ見つけ」に全校で取り組む。また、振り返りの時間を設け、いじめに対して主体的に問題意識をもち、解決に向けた行動を一人ひとりがとれるように支援する。
----	----------------------------	--

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	何がいじめにあたるのかを考えるとともに、どのような理由があってもいじめは許されないこと、いじめにあった時や、いじめを発見した時にどのような行動をとればよいのかについて、授業に限らず様々な学校生活の中の場面を通して伝えていく。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	正しいインターネットの使い方を身につけるために、専門家を講師に招き、低学年のうちから情報モラル教室を実施する。同時に保護者にも参加を募る。各教科の学習の中でGIGAスクール構想に適した情報モラル教育を繰り返し行う。
38	相談することの大切さに関する啓発	日々の学校生活や相談窓口の広報啓発物を配布する際、悩みを誰かに聴いてもらうことの重要性を伝え、自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。また、いじめがひどくなることを恐れて相談を躊躇することがないように、相談した人を全力で守り通すことを伝えていく。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	いじめ防止啓発月間では、「命の大切さ」や「思いやり」等をテーマにした教材で道徳の授業を全校で行う。また、道徳の時間の授業参観を全校で実施し、学校と家庭、地域が一体となって道徳教育を進めていけるようにする。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	専門家によるいじめ問題や人権教育に関する出前授業、障害者理解教育、高齢者体験などを通して、人権意識を磨き、人権を守ることの重要性について理解を深める。12月の人権週間では、人権に関する作品を制作し、校内で掲示したり、放送で発表したりする。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	よりよい人間関係を築くための温かな学級づくりを目指すため、授業改善に力を入れる。一斉授業の形態だけではなく、少人数グループでの話し合い活動や意見交流を多く取り入れた学習を行う。 また、自尊感情やライフスキルを高める取り組みに定期的に取り組んだり、毎週水曜日、金曜日の朝にはクラス会議を行ったりして、子どもの所属感や安心感を高め、認め合える集団づくりを進めていく。

42	思いやりの心を育てる 異年齢交流の推進	1・6年、2・5年、3・4年のペア学年でたてわり交流会を実施する。上学年が考えた遊びやりレー、学校探検や昔遊びなどの活動を通して、異年齢の仲間と交流することでお互いを思いやる心を育てる。また、保幼小中の連携も密にし、地域で一貫的な教育を推進する。
----	------------------------	---

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	職員会議でいじめ防止基本方針を協議し、全職員で共通理解する。学校のホームページで公開するとともに、保護者や地域関係者に対して学校だよりを通じて周知を図る。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	子ども支援コーディネーターや生徒指導担当については学年集会や各クラスを回って児童に自己紹介し、学校だよりや学校運営協議会で保護者や地域関係者に紹介をして、周知を図る。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	いじめ基本方針を共通理解し、いじめ対策の取り組みを推進するための研修を行う。様々な事案に対する対応の仕方を研修する。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	いじめ事案が起きた場合、担任教師が一人で抱え込まないように報連相の体制を確立し、解決に向けて組織で対応していく。いじめ事案に対応中、または対応後に全職員に報告し、共通理解を図る。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
子どもが読書を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることにより、人と人との関係を豊かにするコミュニケーション能力が高められるよう、子どもの読書環境を整備し、発達段階に応じた読書活動を推進する。地域の読み聞かせグループに協力を依頼したり、教員が他クラスで読み聞かせを行ったりして、全校の児童理解に役立てる。

* 学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ

対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童（生徒）の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高める必要があります。このため、本校では、日頃から児童（生徒）の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立って行います。

また、児童（生徒）または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童（生徒）または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童（生徒）の悩みや相談を受け止めるため、保健室やお悩み相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	学校生活アンケートを学期に1回（6月、10月、1月）実施する。落ち着いて答えられるよう家庭に持ち帰って行う。子ども支援コーディネーターと教育相談担当、学校長が目を通し、担任は、日課変更（40分授業）によって生まれた時間で児童ひとりひとりと話をする教育相談に取り組む。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	相談希望者が申込用紙に記入して申し込むお悩み相談室を設置し、教育相談担当が対応する。学期に1回学校生活アンケートを実施し、それをもとに担任による全児童の教育相談を行う。月に1回マンスリーカードで学校生活のふり返りをする。アンケート結果で気になる内容があれば、その都度個別に面談をし、校内で情報を共有する。
49	教職員による校舎内及び校門等における見守り活動の実施	管理職による校門での朝の挨拶運動。生徒指導担当による昇降口での朝の挨拶運動や放課後の校外パトロール。子ども支援コーディネーターによる登下校時の昇降口や校門での声掛け、靴箱チェック。休み時間の教室の見回りをすることで、子どもの様子や状況を把握する。 高学年を中心に教科担任制を実施する。理科は専科の教員が担当したり、中学年から担任間で交換授業をしたり

		算数科でチームティーチングを取り入れたりとすることで、複数の目で子どもたちの様子を知っていく。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	個別懇談会や学級懇談会の機会だけでなく、日頃から学校生活で頑張っている点や善い行いなども含めた学校における子どもの様子を伝えることで、保護者と話しやすい関係をつくる。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	登下校時の昇降口や校門での声掛け、靴箱チェック。休み時間の教室の見回り。毎週金曜日に担任が「ベビーリーフ」を記入し、大きな事案になる前の芽が小さい内に、クラスで起きた様々な事案について集約したものを全教員で共通理解する。いじめに関する事案ごとにいじめ対策委員会を開催し、対応策を検討する。 毎日子どもを下校させた後、学年で集まり1日の情報交換をし（きら丸タイム）、必要に応じて子ども支援コーディネーターに伝え、いじめ対策委員会を開催する。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	いじめの疑い事案があればすぐに子ども支援コーディネーターに報告して聞き取りを行い、「いじめ対策委員会」を開催して教育委員会へ事案の報告を行う。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	年に3回の田上の子どもを見つめる会で、地域・関係機関との連携強化に努める。月1回小中連携推進委員会を開き、小・中学校が一貫した方針のもと児童生徒の健全育成に努める。保幼小中の連携を密にし、小1、中1ギャップなどの課題に対応し、スムーズに新しい環境に順応できるよう努める。児童館や児童クラブへ定期的に訪問し、情報共有を行う。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童（生徒）を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童（生徒）を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童（生徒）の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童（生徒）や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童（生徒）や相

談のあった児童（生徒）の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童（生徒）から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童（生徒）の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	いじめの疑い事案が発覚した場合は、直ちにいじめ対策委員会を開き、事実の確認を行い、指導の方針、支援内容、役割分担等を決定する。被害、加害の子どもとの関係性の立て直しを最終の目標に据え、指導・支援を行う。その結果をもとに保護者に対する働きかけ・支援を継続的に取り組む。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	①加害の子どもへの指導により、加害側からのいじめの行為がなくなる。②その後の見守りを通じ、被害の子どもへの不安が取り除かれる。③双方の子ども、保護者の理解が得られる。④加害行為を行ってしまった背景を探り、改善に向けた支援をしていく。この4点を目指し、対応していく。
56	インターネット上のいじめへの対応	インターネット上のいじめを確認した場合、加害、被害の保護者と共に連携しながら対応を進める。家庭訪問をして保護者の前で書き込みを削除させるなど初期対応を行う。保護者が発見した場合は、被害の証拠も含めて学校に情報提供し情報を共有しながら対応する。場合によっては関係機関と連携し、プロバイダやサイト管理者にアカウントの削除依頼や開示請求を行う。携帯電話やスマホのルールを親子でしっかり確認し、トラブルの予防、啓発を図る。

57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	重大ないじめ事案が発生したときなど、子どもにアンケート調査を実施する必要があると認められる場合には、迅速にアンケート調査を実施し、速やかに個別懇談を実施するなど、いじめ事案の事実確認を含め、実態の把握に努める。
58	いじめ事案に関する情報の適切な管理・保存	「学校生活アンケート」や聞き取りシート等、いじめ事案に関する情報が記載された文書の5年保存を徹底する。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	いじめ事案を把握し聞き取りを行った場合は、基本的に複数で家庭訪問をして、事実確認をした内容、今後の指導や支援の方針などについて保護者に伝える。いじめの事象が見られなくなった後も、保護者と定期的に連絡を取り、再発防止と子ども・保護者の安心感につなげる。加害児童に対して複数の教師で「いじめは絶対だめ」ということを繰り返し指導し続け、見守りを行う。また、SCからの情報をもとに、児童の抱える課題を把握する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童（生徒）や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童（生徒）の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童（生徒）等への事実関係の聴取、児童（生徒）に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

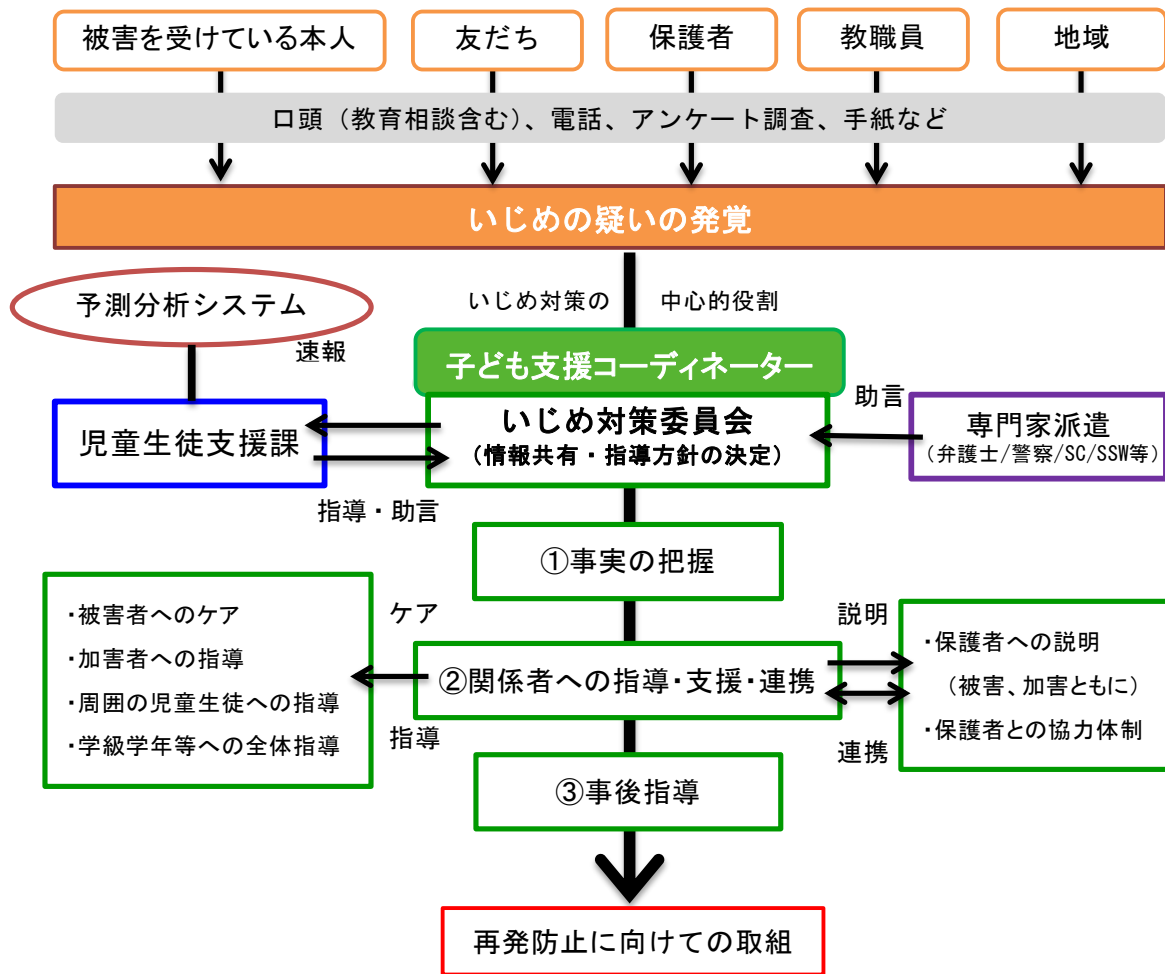
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生きる力を育む部会、特別活動部会、人権教育担当、特別支援教育担当等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議〈児童生徒理解〉（①②③） 子どもを語る会（②③） 保護者個別懇談会（②④）	
5	保護者個別懇談会（②④） 専門家による情報モラルについての出前授業（①②③④） 学校運営協議会（④） 子どもを語る会（②③）	
6	いじめ防止啓発月間（①④） 学校生活アンケート（①②③④） 教育相談週間（①②③）	・委員会を中心にした取組の実施
7	保護者懇談会（④）	
8	いじめ問題に関する校内研修会（①②③④）	
9	専門家による「いじめと人権」の出前授業（①②③④） 学校生活アンケート（いじめに特化したアンケート）（①②③④） 学校運営協議会（④）	
10	いじめ防止啓発月間（①④） 教育相談週間（①②③） 保護者個別懇談会（④） 学校運営協議会（④）	・委員会を中心にした取組の実施
11	保護者個別懇談会（④） 子どもを語る会（②③）	
12	子どもを語る会（②③）	
1	学校生活アンケート（①②③④） 学校運営協議会（④）	
2	教育相談週間（①②③） 学校運営協議会（④） 保護者懇談会（④）	

3	教育相談 (②③)	
年間を通じて	教育相談 (②③) 朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①②) いじめ対策委員会 (①②③) お悩み相談室 (①②③) クラス会議 (①) ライフスキルを高める取り組み (①) ベビーリーフ (①②③) マンスリーカード (①②③) きら丸タイム(②③④) 気になる子への声かけ (①②③) 児童館・児童クラブ訪問 (②④) 小中連携推進会議(④)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

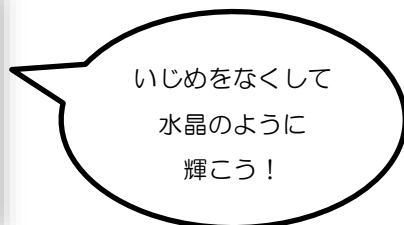
いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他 (資料等)

いじめノックアウトキャラクター「きら丸」「はな丸」といじめノックアウトスローガン



きら丸



はな丸

